

<春日部商工会議所バナー広告募集要項>

1ヶ月約13,000件の方がアクセスする「春日部商工会議所HP」から、

あなたのHPを宣伝してみませんか？

広告枠の位置

トップページの右イメージ図の位置に掲載します。

広告の枠数

最大で15枠

広告の規格

サイズ

縦50ピクセル・横170ピクセル

形式

GIF(アニメ不可)、JPEG、JPG、PNG

データ容量:10KB以下

その他:禁止表現と制限事項を遵守してください。

※バナー原稿は、各自で作成又はご用意いただき、持込を原則とします。

掲載期間

原則として各月の1日から1年間(年間契約)とします。

広告掲載料

1枠あたり、年間で12,000円(税込)

広告掲載基準

次のような広告は、掲載できません。

- (1)公共性を損なうおそれがあるもの
- (2)政治又は宗教に関するもの
- (3)個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規程する風俗営業に関するもの
- (6)誇大表示、不正表示その他表現等が不適切なもの
- (7)その他、商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの

広告掲載の決定方法

申込みのあった広告について下記の順位により広告掲載を決定し、順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定します。

公共性が高く、かつ地域経済の活性化に資すると判断することができるもの。

春日部商工会議所の会員であるもの。

申込の受付

随時受付中

申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法でお申し込みください。

郵送 〒344-8585 埼玉県春日部市粕壁東2-2-29 春日部商工会議所 産業振興課あて

FAX 048-763-1127

電子メール info@kasukabe-cci.or.jp

申し込みから掲載までの手続き

- ①申込書受領確認後、広告の掲載(不掲載)が決定した後、商工会議所よりご連絡を差上げます。掲載が決定した場合、請求書の発行を行います。



- ②バナー広告の原稿(画像)を提出してください。(掲載開始日から原則 10 日前までに)
- ③申込期間分の広告掲載料を、納付してください。(掲載開始日から原則 10 日前までに)

その他の詳細な事項

要綱および要領をご覧ください。

問い合わせ先

春日部商工会議所 産業振興課

電話番号:048-763-1122

ファックス:048-763-1127

e-mail:info@kasukabe-cci.or.jp

春日部商工会議所ホームページ広告掲載申込書

春日部商工会議所ホームページへの広告掲載を以下のとおり申込みします。

広告掲載希望者	所在地	〒 ー		
	ふりがな 事業所名	⑩		
	ふりがな 代表者氏名	⑩		
	ふりがな 担当者氏名	⑩		
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業 種				
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			
掲載希望枠数	枠			
リンク先 URL				
広告の内容 (バナーの内容案をご記入ください)				
	バナー広告原稿が既にある場合は、添付してお送りください。			
その他	・申込みにあたっては、春日部商工会議所の広告関連規程を遵守し、実施にあたっては、春日部商工会議所の指示に従います。 ・広告内容に関し、春日部商工会議所に責任を負わせることは、一切いたしません。			

春日部商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）有料バナー広告の掲載に関するガイドライン（以下「バナー広告掲載ガイドライン」という。）に基づき、商工会議所ホームページにバナー広告を掲載するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

(掲載対象者及び掲載基準)

第2条 掲載する広告の対象者は、商工会議所の会員事業所に限るものとし、掲載する広告の範囲は、バナー広告掲載ガイドラインに沿ったものとする。

(掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、商工会議所がインターネット上に公開しているホームページのトップページ画面及び各コンテンツページ画面で商工会議所が指定した位置とする。

(広告の規格等)

第4条 ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、その枠の規格は原則として以下のとおりとする。但し、広告領域等の変更により、若干のサイズ誤差は容認するものとする。

- (1) 形式 静止画像（50×170 ピクセル・10KB 以内）
- (2) 前各号に定めるデータ形式は jpg・jpeg・gif・png 形式に限るものとする。

2 バナー広告のデザイン及び色彩等は、ホームページのデザインと調和が取れたものとする。なお、バナー広告作成は広告主の責任において作成し、その費用は広告主の負担とし、広告作成を商工会議所へ依頼する場合は、作成料として3,000円（税込）を掲載料とは別に納入するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は次のとおりとする。

1 枠あたり、年間契約で12,000円（1,000円/1ヶ月）（税込）

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1年を単位とし、掲載始期は掲載を承諾した翌月の初日の正午（12:00）、終期は1年後の正午（12:00）とする。なお、掲載始期及び終期日が土・日曜日・祝日に重なる場合は、商工会議所の翌開所日とする。

(掲載申込み)

第7条 掲載希望事業所は、春日部商工会議所ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を商工会議所に提出するものとする。

(広告の掲載決定)

第8条 商工会議所は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査すると共に諾否を決定し、申請事業所へ通知するものとする。

2 広告の原稿は、商工会議所が指定した期日までに、指定した方法により作成し提出するものとする。

(掲載料等の納入)

第9条 ホームページへの広告の掲載が決定した事業所は、広告掲載開始日の10日前までに広告掲載料金等を商工会議所が指定する方法により納入するものとする。

(掲載料の返還等)

第10条 納入された広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告の掲載期間中に商工会議所の都合等によりホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(その他の事項)

第11条 この規程に定めるもののほか、ホームページへのバナー広告掲載に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

春日部商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、自主財源の確保を図るため、春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）ホームページに有料バナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 広告掲載の対象

広告を掲載する対象は、商工会議所が作成・管理するホームページとする。

3. 広告の掲載基準

掲載する広告は、商工会議所会員事業所の申込みに限るものとし、その内容が次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他、商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの

4. 広告の規格、広告掲載料等

広告の規格、広告掲載料、広告の作成方法等は、「春日部商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載に関する規程」において定めるものとする。

5. 広告の募集及び決定

広告の募集及び決定は、次により行うものとする。

- (1) 広告の募集は、広報誌、ホームページ等により幅広く行うほか、適当な手段により積極的に周知を図りながら行う。
- (2) 広告の申込みが当該広告募集数を超えた場合は、抽選により決定する。

6. 広告掲載事業所の責務

広告掲載事業所の責務について、次の事項を申込みに際し約すものとする。

- (1) 広告掲載事業所は、広告の内容に関し生じた問題について全責任を負う。
- (2) 広告掲載事業所は、広告の掲載について、関係法令を遵守する。

7. 業務委託

広告の募集・広告の作成等に関し、商工会議所が必要と認めた場合は、それらの業務について専門事業者等へ委託することができるものとする。

8. その他

このガイドラインに定めのない事項は、会頭が別に定める。

9. 施行日

このガイドラインは、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。